

## 中学校において携帯電話の所有を禁止する指導の実践

吉 田 浩 之  
Yoshida Hiroyuki

本研究では、筆者が2003年度から2006年度に中心的に関わったB公立中学校での学校主導による生徒の携帯電話の所有を禁止する指導の実践を紹介し、併せてそうした実践が、携帯電話が関係する生徒指導上の諸問題の発生を予防していくのに有効であったかどうかを検討することを目的とした。本実践では、特に次の2点に力を入れた。一つは、保護者へ学校との指導連携を働きかける「携帯電話指導の保護者向けプリント」を作成し、それを保護者への説明及び生徒への実際指導の基準・指針に位置づけ、生徒にもそのプリントを活用した指導を行った。もう一つは、携帯電話がもたらす問題や弊害を取り上げた授業を全学級で行い、生徒が将来携帯電話を所有し利用する上での予防的教育をした。その結果、B中学校では本実践後、携帯電話が関係する生徒指導上の問題の発生はなく、携帯電話指導に関して保護者からの苦情もなかった。また、生徒へのアンケート調査では、生徒の94%が将来にむけて中学校での携帯電話学習が役に立つと回答した。

### 問題と目的

#### 1. 携帯電話が関係する生徒指導上の諸問題

警察庁（2007）によれば、2000年に警察庁に出会い系サイトに関連した事件として報告のあった件数は104件で、被害者は102人、この内18歳未満の者は71人である。2001年は888件で、被害者は757人、18歳未満の者は584人と増加し、さらに、2002年は1731件で、被害者は1517人、18歳未満の者は1273人と桁違いの件数に増加した。Table 1は、2002年から2006年に警察庁に出会い系サイトに関係した事件として報告のあった件数等である。なお、18歳未満の被害者の内、出会い系サイトのアクセス手段として携帯電話を使用した割合は、2004年96.4%、2005年96.4%、2006年96.6%であり、携帯電話が犯罪の被害に遭う重要な契機となっている。

Table 1 警察庁に出会い系サイトに関係した事件として報告のあった事件数等

時 期	件 数	被害者数	18歳未満の人数	18歳未満の女子の人数	中学生人数	高校生人数
2002	1731	1517	1273 (84%)	1255	367	689
2003	1743	1510	1278 (85%)	1262	399	610
2004	1582	1289	1085 (84%)	1076	372	538
2005	1581	1267	1061 (84%)	1052	347	477
2006	1915	1387	1153 (83%)	1149	356	496

教育現場においては、携帯電話が利用されて生徒が重大な人権侵害事件の被害に遭うケースが起こっている。例えば、2006年11月に大阪府で中学1年女子がいじめを苦に自殺した事件では、上級生がその生徒を無視する呼びかけを携帯電話のメールで生徒たちの間で回していたことが確認されている。2007年3月には、奈良県内の公立中学校の男子生徒2名が、女子生徒に500通以上の嫌がらせメールを送り書類送検されている。6月には、栃木県内の公立中学校の女子生徒が体操着をまくり上げられた上半身を携帯電話のカメラで撮影され、画像が同級生34人にメールで送られる事件が起きている。有害情報のアクセスを制限するソフト開発会社 NetSTAR の調査(2007)によれば、中学生515人を対象にした「ネットいじめ」に関する質問では、「ネットで知り合いから中傷・いたづらされたことがある」との回答は9.1%、「ネットいじめを身近で見聞きしたことがある」との回答は42.1%に上っている。

また、生徒の携帯電話に費やす過度な時間の問題にも注目する必要がある。Benesse 教育研究開発センター(2005)の「第1回子ども生活実態基本調査報告書」によれば、携帯電話を所有していると回答した中学生男子890名、女子1158名の内、一日で友達に送るメールの回数が21回以上の生徒は、男子で34.5%、女子で39%となっている。日本PTA全国協議会(2006)が、2005年に全国の中学校2年生2400人に実施した調査によると、メールの1日の平均送受信件数は54.9件であった。1日のメール送受信件数や1回のメール送受信に要する時間を考え合わせると、携帯電話を所有している中学生が、携帯電話に注意を払ったり携帯電話を利用するなど、携帯電話の存在に影響を受けている時間の長さは、家庭学習や規則正しい生活などに支障をきたしていると思われる。

NTTドコモモバイル社会研究所(2006)が2005年3月に実施した調査の報告をみると、携帯電話の保有率は小学生24.1%、中学生66.7%、高校生96.0%で、携帯電話を持っている中学生の約6割、高校生の約8割が携帯電話を利用して「サイトでいろいろな情報を見る」と回答している。保護者が子どもの携帯電話利用をサポートするに当たっての障害については、保護者の61%が「親よりも子どもの方が携帯電話についてよく知っているためサポートできない」を挙げている。警察庁(2005)によれば、中学生・高校生の25.1%が携帯電話やパソコンでインターネット上のわいせつな画像を、13.9%が残虐な画像を、4.6%が自殺を誘うようなホームページを見たことがあると回答している。また、インターネットを使っている子どもの62.1%が、「家庭でのルールは何も決めていない」、保護者の42.9%が「何もせず、自由に使わせている」と回答し、保護者は子どもの利用実態を十分に把握していないことが伺われる。

警察庁が設置した「バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会」(2006)の「最終報告書」には、携帯電話が子どもにもたらす弊害が端的にまとめられている。そこでは、弊害として特に3点を挙げている。1点目は、子どもが違法・有害情報にさらされていることである。わいせつなサイト、架空請求・ひったくり等の違法行為の共犯者を募るサイト、残虐映像・殺人手口を紹介するサイト、自殺志願者用サイト、家出を誘うサイトなど、子どもが重大な影響を受け、逸脱行動や犯罪に走る契機となる情報に子どもがさらされているとしている。2点目は、子どもが非行・犯罪を犯したり、犯罪に巻き込まれる危険性が高まっていることである。出会い系サイト、掲示板、チャットなどを通じて、見知らぬ人と出会ったり、不特定の人と容易に結びつくことが可能となり、子どもが福祉犯被害に巻き込まれるおそれがあることや、子どもが携帯電話のメールを悪用して、他者を傷つけたり、トラブルを起こすなど、取り返しのつかない深刻な事態を引き起こすケースが少なからず発生しているとしている。3点目は、子どもの成長にとって好ましくない結果が生じることが懸念されることである。メールのやりとりが延々と続くなど過度にのめり込み、携帯電話に振り回される「メール依存」に陥り、携帯電話の利用に過度に時間がとられたり、家庭学習時間の減少を招いたり、睡眠時間が減るなど、生活が不規則になってしまうとしている。

また、同報告書(2006)では、関係省庁、地方公共団体、関係業界団体等による、携帯電話がもたらす弊害から

子どもを守ることにむけての取り組みは、緒に付いたばかりで、統一的・系統的に実施されていない状況にあるとしている。併せて、携帯電話が子どもにもたらす危険性に対し、携帯電話会社、販売店、代理店等の側で、「子どもを守る」という観点からの取り組み方針が確立されていないこと、違法・有害情報を掲載しているサイト管理者が多数存在しているが、プロバイダ等が十分な対策を講じることができていないという認識を示している。そして、このような状況は、子どもが危険な状況にさらされていることを社会全体で放置し、黙認しているに等しいと言っても過言ではないとし、「子どもに携帯電話を持たせるかどうか」について保護者・学校での議論を喚起する必要性にも言及している。

## 2. 1999年度から2002年度までの携帯電話指導の実践の概要

### (1) 携帯電話指導の基本的な考え方

1990年代に、社会現象を反映して生徒指導的課題となった代表的な例をみると、1990年代になってから、制服のスカートを短くするミニスカートのファッションが流行し、多くの中学校では女子生徒の服装の乱れが問題となった。ミニスカートと組み合わせのファッションとして、1996年から1998年にはルーズソックスが大流行し、制服や運動着などの生徒の着こなし全般に乱れが目立つことが問題となった。また、携帯通信機器のポケットベルは、1995年3月の端末買い取り制度の導入開始から急速に普及し、それに伴って生徒が所有するケースが増え、学校に持ち込み授業中にベルを鳴らしたり、通信に過度な時間をかけ基本的な生活習慣が乱れるなどの様々な問題が発生した。

筆者が1999年度から2006年度まで、生徒指導に中心的に関わったA県B公立中学校では、ミニスカートやルーズソックス、ポケットベルについて、いち早く学校として禁止的指導を生徒に行い、併せて保護者へ指導に関する説明を行った結果、学校全体として秩序の低下や教育環境の悪化はなく、生徒一人ひとりの生活や学習活動に支障をきたすことはなかった。

社会現象や流行に起因する生徒指導的課題によって、学校全体の秩序を低下させることや生徒の生活や学習活動に支障をきたすことが危惧される場合、まずは、当面の間、学校としてはそれを防ぐことを基本にした禁止的指導や規制的指導を生徒に行うことが重要であると考えられる。当面の間とは、ある程度の期間を経てみなければその生徒指導的課題についての問題性や発展性などを総合的に判断することは困難なためである。そのような考え方を基調にして、1998年度末には携帯電話とPHSの加入契約数が4730万7592件で人口普及率37.4%となり、国民の3分1以上が所有するまでに普及してきたことを踏まえ（総務省、2007）、携帯通信機器のポケットベルへの指導事例を参考にして、B中学校では、1999年度から学校として生徒の携帯電話の所有を禁止する指導を行うことにした。

### (2) 各年度の実践の概要

1999年度は、「携帯電話は中学生に必要なもの」であり、「買わないこと、買ってもらわないこと」（特別な事情がある場合として、事件事故遭遇者、特別な家庭事情のある者、学区外遠距離通学者などは除く）を各学級担任が生徒に口頭で指導した。また、学級保護者懇談会で各学級担任が保護者へ「中学生に携帯電話は必要不可欠なものではないこと」、「様々な弊害や問題があり、当面の間は、子どもに携帯電話に関わらずに、社会の動向や社会のルール確立の状況をみていく必要があること」等を中心に説明をし、生徒の携帯電話所有禁止指導への協力を口頭で要請した。そしてこの年度は、生徒の携帯電話所有と携帯電話が関係する問題の発生はなかった。2000年度は、前年度の指導に加えて、全校や各学年を対象にした全体指導と、部活動顧問から部活動での指導を生徒に行っ

た。しかし、生徒指導面で特に配慮が必要な生徒たちが、携帯電話を手段にして他校の生徒と望ましくない交流をした事例があった。2001年度は、前年度の指導に加えて、年度はじめ、各学期終わり、長期休業前、卒業時期など節目の時期に、生徒指導部が作成した指導用プリントを使用して生徒に指導を行った。また、第3学年では予防的啓発的指導に力を入れた携帯電話に関する授業を行った。それでも携帯電話を所有した生徒、他人名義で実質使用していた生徒、メール時のみ他から借りた生徒、望ましくないインターネット情報にアクセスした生徒、学校に携帯電話を持ち込み他生徒に迷惑をかけた生徒がいた。2002年度は、前年度の指導に加えて、特に保護者との連携に力を入れ、学年学級懇談会、進路学習会、家庭訪問などで、携帯電話指導について取り上げた。学年ごとに立てた計画にそって、学年全体の生徒への学年主任の講話や学級担任による自らの学級への予防的啓発的な携帯電話授業を、4月から5月にかけて行った。また、生徒指導上で特に配慮が必要な生徒への個別指導を行った。しかし、生徒指導上で特に配慮が必要な生徒を中心とする複数の生徒たちが携帯電話を所有し、それを利用して他校生徒とトラブルが発生する事例があった。

2002年度は、携帯電話に関する指導に前年以上に力を入れたが、携帯電話が関係する生徒の問題発生件数は増加したことを踏まえて、2003年度は、生徒指導において携帯電話を最重要課題に位置づけ、携帯電話に関わる生徒指導上の諸問題の未然防止にむけて、これまで以上に、保護者に学校と連携した指導の必要性を働きかけ、また、年度当初から全教員で共通に取り組むことを具体的に設定したきめ細かな指導計画を立てていく必要があると考えた。

### 3. 1999年度から2002年度に転入してきた教員への調査

#### (1) 調査項目

1999年度から2002年度に新たに転入してきた教員へ、年度当初の4月第1週に、Table 2に示す調査を実施した。転入してきた教員の回答からは、他の学校の指導状況が把握でき、また教育現場での様々な状況を踏まえた指導経験に基づく意見を集約することができるため、今日的で新しい課題である携帯電話に関する指導に役立てていく上でも有効な情報が得られると考えられるためである。

#### (2) 調査の結果

質問項目1の結果は、1999年度は⑥4人、⑦1人、2000年度は③2人、⑥3人、⑦1人、2001年度は②1人、③2人、⑥2人、2002年度は②1人、③1人、④1人で、回答を得た19人の内、前勤務校で学校として何らかの携帯電話所有禁止の指導を行っていたのは2人(11%)のみであった。質問項目2の回答結果は、(a)指導方法・内容に関すること、(b)指導体制・協力体制に関すること、(c)保護者・生徒に関すること、に集約できた。それぞれで回答数上位の主な内容を挙げると、(a)では「新しい課題であり、指導する内容や方法がよくわからない」、「携帯電話の指導実践上の拠り所とするものが見あたらない」、「実績に裏打ちされた参考指導例が乏しい」であった。(b)では「新規な課題の解決にむけて、学校独自の基準や指導計画を構築していくことは容易ではない」、「今日的な新しい生徒指導課題であり、各教員から多様な見解や解釈が出やすく、組織的にまとまった指導をすることは容易ではない」、「携帯電話所有の責任や決定権は保護者にあり、教員は指導責任を回避する口実ができる」であった。(c)では「保護者との連携にむけた説明や共通理解の図り方がわからない」、「携帯電話所有の責任や決定権は保護者にあるため、保護者から理解と協力を得るには多大な努力が伴う」、「所有禁止などの規制的指導は、保護者や生徒に違和感や抵抗感を抱かれ、保護者や生徒と摩擦が生じトラブルが発生する可能性がある」であった。

Table 2 転入教員への携帯電話指導に関する質問項目（年度当初用）

- 
1. 前勤務校での携帯電話指導に最も近いと思うものを、①～⑦から選んでください。
- ①学校として、所有禁止指導をしている（例：年間計画を立てて組織的に指導、携帯電話に関する授業を実施、携帯電話指導について保護者全体への説明実施、などの範囲）。
  - ②学校として、所有禁止指導をしている（例：全校生への指導、必要があれば適宜指導、などの範囲）。
  - ③学校として、所有は好ましくない認識を示している。
  - ④学校として、所有禁止指導はしないが、限定的な指導をしている（例：学校に持参禁止、不適切サイトへのアクセス禁止、など）。
  - ⑤学校として、関与していない。 ⑥各教員の判断に任されている。 ⑦その他
2. 携帯電話の所有禁止指導を進める上で、「懸念されること」や「特に力を入れていく必要があること」には、どのようなことがありますか。
- 

#### 4. 本研究の目的

2002年度の指導の結果と、転入教員への調査の結果から集約できた携帯電話の所有を禁止する指導を進める上で懸念される事項を踏まえて、2003年度の携帯電話指導は、特に次の2点を柱にして力を入れていくこととした。一つは、学校の生徒指導の基本姿勢、学校の携帯電話の指導に関する方針、生徒指導における学校と家庭との連携の要点、携帯電話が関係する諸問題についての基本認識を盛り込み、保護者に学校と連携した指導を働きかける「携帯電話指導の保護者向けプリント」を作成し、それを保護者への説明及び生徒への実際指導の基準・指針に位置づけ、そのプリントを活用することによって、教職員全体が方向性を同じくした組織的指導を推進していくようにする。もう一つは、「望ましくないサイトに関する項目」、「他者への誹謗・中傷に関する項目」、「携帯電話依存に起因した生活の乱れや不規則化に関する項目」等の携帯電話がもたらす問題や弊害を取り上げた授業を全学級で行い、将来、生徒が携帯電話を所有し利用する上での予防的学習に力を入れていくようにする。なお、その授業で各教員が使用する資料は予め各学年で検討する。その後、各教員が実際に使用することになった資料を冊子として綴じて全教職員に配布し、全体で共有しあい、教員相互が各授業で有効活用しあえるようにする。

本研究は、2003年度から2006年度までの4年間、以上のことに力を入れた学校主導による生徒の携帯電話の所有を禁止する指導の実践を紹介し、併せてそうした実践が、携帯電話が関係する生徒指導上の諸問題の発生を予防していくのに有効であったかどうかを検討することを目的とする。

## 方 法

### 1. 実践の概要

#### (1)実践の対象

2003年度の実践を基本にして2006年度まで同様の実践を継続して実施したA県B公立中学校の、各年度全校生徒350名前後が対象である。

#### (2)2003年度1学期の指導概要

指導が生徒に浸透し定着していくには、年度当初からの指導が重要になることを踏まえて、実践を進めるに当たっては、特に4月から5月上旬にかけて力を入れることにした。1学期の携帯電話に関する組織的指導の概要は次の通りである。また、「携帯電話指導の保護者向けプリント」は、付録に示す通りである。

時	項 目	主 な 内 容
4 月 第 1 週	①第1回教職員 共有化会議	2002年度までの指導経過及び成果・課題の概要説明, 2003年度の「指導方針」の説明, 「2003年度の年間指導計画概要」の説明, 「各担任が行う携帯電話に関する授業」の説明, 「保護者向けプリント」の説明をする。
	②第2回共有化 会議	○「保護者向けプリント」を使用して, 生徒指導主事による全教員への模擬講話をする。 ○全教員が共通に行う次の事項についての申し合わせをする。 *指導導入時に, 生徒の実態把握と意識づくりにむけたアンケート調査を行う。 *授業では「望ましくないサイトに関すること」, 「他者への誹謗・中傷に関すること」, 「携帯電話依存と生活の乱れ不規則化に関すること」を取り入れる。 *授業・指導の総まとめの際には, 生徒に携帯電話の所有を禁止する総括的講話を行い, 話をした内容をまとめた自作の講話プリントを用いる。
4 月 第 2 ・ 3 週	③学 年 会 議	各担任が作成した携帯電話授業プリント・資料を所属学年内で検討する。
	④第3回共有化 会議	各教員作成の「まとめ講話プリント」, 「アンケート用紙」, 「授業資料」を生徒指導部で 冊子に綴じ, それを全教職員に配布して全体で共有し, 互いに参考にする。
	⑤P T A 役員会	携帯電話指導の指導方針, 年間指導計画概要, 「保護者向けプリント」の説明をする。
	⑥携帯電話の授 業開始	学活, 道徳, 総合学習等の時間において, 各担任が中心になり, できるだけ学年主任や 学年担任外教員と組んで, 複数で授業を実施していく。
4 月 第 4 ・ 5 週	⑦保護者参観授 業	全学級で担任授業を実施し, その中で, 携帯電話所有禁止の理解化をはかる直接的な授 業, 学級の秩序づくり的な授業, 良好な日常生活の確立にむけた授業, 校外生活に関わ る授業など, 直接的・間接的に携帯電話指導につながる授業を行う。
	⑧学年保護者会	学年主任が「保護者向けプリント」を通して携帯電話指導の説明をする。
	⑨学級保護者会	各担任が生徒への指導に使用したプリントを用いながら指導の説明をする。
	⑩各 学 年 指 導	学年集会で, 学年主任が「保護者向けプリント」を基準に, 学年全体指導をする。
	⑪全校生徒指導	生徒指導主事が「保護者向けプリント」をもとに, 全校生徒へ全体指導をする。
連 休 後	⑫生徒会の生活 委員会による 活動	○携帯電話所有禁止の啓発にむけた取り組みを各学級で行うように, 生活委員会から各 学級へ提案する。各学級で, ポスター, 川柳, 俳句, キャッチコピーなど, 何によっ てどのように啓発をするかを決め, 学級ごとに発信する(5月中に)。 ○学級ごとの発信に先駆けて, 生活委員会作成の啓発ポスターを廊下に掲示する。
6 月	⑬学 校 外 へ の 発信・広報	○中学校とPTAが主催し, 保護者, 教員, 学区地域の住民が参加して子どもの教育につ いて語り合う「地域懇談会」で, 携帯電話指導を紹介する。
		○携帯電話指導について, 学区の小学校との月1回の定例会(校長, 教頭, 教務主任に よる)と, 各学期実施の生徒指導担当者会で説明をする。
7 月	⑭学期末の保護 者懇談会	学年主任が携帯電話指導について保護者に話をする。その後に引き続き行われる各学級 保護者懇談会でも, 学級担任が携帯電話指導について話をする。

## 2. 実践の効果を検討する方法

本実践が、携帯電話が関係する生徒の問題発生を予防するのに有効であるかを検討するために、2003年度から2006年度における携帯電話が関係する生徒の問題発生有無の実際を集約する。また、Table 3, 4の質問紙調査をそれぞれ生徒と転入教員に実施する。

### (1) 生徒への調査

生徒の携帯電話所有の有無、携帯電話に関する問題・トラブルや悩み・困ったことの有無、中学生段階での携帯電話所有に関する意識、携帯電話に関する学校での学習の有益感について把握するため、本実践を1年以上行った最初の3年生である2004年度の124名（男61, 女63）を対象に、Table 3のアンケート調査を2004年11月下旬に実施した。

Table 3 携帯電話に関する質問項目（生徒用）

---

1. 現在、携帯電話を所有していますか。
2. あなた自身、3年生になってから、携帯電話が関係する「問題・トラブル」、「困ったこと・悩み」、「生活の不規則や乱れ」などはありましたか。
3. 自分の思いや気持ちや考えに近い内容があれば、その数字を○で囲んでください。（複数選択可）
  - ①中学生段階で携帯電話は、必要である。                      ②中学生段階で携帯電話は、必要ではない。
  - ③中学生段階で携帯電話は、持てるならば所有する。      ④中学生段階で携帯電話は、持てるとしても所有しない。
  - ⑤中学生段階で携帯電話を、所有する方がよい。              ⑥中学生段階で携帯電話を、所有しない方がよい。
  - ⑦中学生段階で携帯電話を持っていないと支障がある。      ⑧中学生段階で携帯電話を持っていなくても問題はない。
4. 将来、あなたが携帯電話を所有する場合、中学校でのこれまでの携帯電話についての学習は、役に立つと思えますか。あてはまる数字を○で囲んでください。
  - ⑤とても役に立つ, ④少し役に立つ, ③どちらとも言えない, ②あまり役に立たない, ①全く役に立たない
5. 4で「⑤か④」に回答した人は、特にどのような点で役に立つと思うか答えてください。

---

### (2) 転入教員への調査

2003年度から2006年度に転入してきた教員に、年度当初の4月第1週にTable 2, 年度末の3月にTable 4のアンケート調査を実施し、本実践に関する転入教員からの評価を把握した。

Table 4 転入教員への携帯電話指導に関する質問項目（年度末用）

---

1. 中学生への携帯電話に関する指導として、最も望ましいと思うのに近いものを、①～⑦から選んでください。
  - ①学校として、所有禁止指導をする（例：年間計画を立てて組織的に指導、携帯電話に関する授業を実施、携帯電話指導について保護者全体への説明実施、などの範囲）。
  - ②学校として、所有禁止指導をする（例：全校生への指導、必要あれば適宜指導、などの範囲）。
  - ③学校として、所有は好ましくない認識を示す。
  - ④学校として、所有禁止指導はしないが、限定的な指導をする。
  - ⑤学校として、関与しない      ⑥各教員の判断に任せる      ⑦その他
2. 本年度、教職員全体で指導内容・方法を共有し、組織的指導ができたと思えますか。
  - ⑤とてもできた, ④少しできた, ③どちらとも言えない, ②あまりできなかった, ①全くできなかった

---

## 結 果

### 1. 問題発生有無の実際

2003年度から2006年度まで、生徒の携帯電話所有を確認したケースは毎年数件程度あったが、携帯電話が関係する生徒の「社会的な事件・事故や問題行動に関すること」、「対人的な誹謗・中傷やトラブルに関すること」、「生徒自らの生活の乱れ・不規則化に関すること」を、学校として確認した事例はなかった。また、学校の携帯電話指導に関して保護者からの苦情はなかった。なお、2003年度から2006年度に在籍した生徒たちが、中学校卒業後に携帯電話が関係する何らかの社会的な問題を発生させたかどうかについて、進学先高校の教員と中学校側が懇談する会や警察から情報を収集するなど確認できた範囲では、該当する事例はなかった。

### 2. 生徒への調査結果

Table 3 の調査の結果は、Table 5 に示す通りである。

Table 5 携帯電話に関する生徒への質問調査の結果

1. 現在、携帯電話を所有していますか。(所有している 0, 所有していない 123, 無回答 1)			
2. 携帯電話が関係する問題・トラブル・困ったこと・悩み、生活の不規則や乱れなどはありましたか。 (あった 0, なかった 124)			
3. 自分の思いや気持ちや考えに近い内容があれば、その数字を○で囲んでください。(複数選択可)			
①携帯電話は、必要である	1	②携帯電話は、必要ではない	90
③携帯電話は、持てるならば所有する	24	④携帯電話は、持てるとしても所有しない	50
⑤携帯電話を、所有する方がよい	5	⑥携帯電話を、所有しない方がよい	76
⑦携帯電話を、持っていないと支障がある	6	⑧携帯電話を、持っていないくても問題はない	102
4. 将来、携帯電話を所有する場合、中学校での携帯電話についての学習は役に立つと思いますか。			
⑤とても役に立つ	101	④少し役に立つ	15
②あまり役に立たない	2	③どちらとも言えない	6
①全く役に立たない	0		
5. 4で「⑤か④」に回答した人は、特にどのような点で役に立つと思いますか。(回答数上位の内容)			
サイト利用の注意点の理解, 犯罪・事件の実態理解, 匿名の危険性や問題性の認識, 犯罪の予防・対応, 生活の乱れの予防, 自制・自律の力の重要性, 利用料金に関する問題の認識, 携帯電話依存の予防			

携帯電話についての学習が将来「役に立つ」と「少し役に立つ」の回答を合わせると、全体の94%であり、生徒が役に立つと思う点として挙げた内容を見ると、「サイト利用の注意点、携帯電話が関係する犯罪・事件の実態の理解、匿名の危険性や問題性の認識、犯罪の予防・対応、生活の乱れの予防、自制・自律の力の重要性、利用料金に関する問題の認識、携帯電話依存の予防」などが上位であった。これらは、授業で各教員が共通に取り扱った指導項目である「望ましくないサイトに関する項目」、「他者への誹謗・中傷に関する項目」、「携帯電話依存に起因した生活の乱れや不規則化に関する項目」と重なるものであった。

### 3. 転入教員への調査結果

Table 2 の調査の結果、前勤務校での携帯電話指導について、2003年度は①1人、②1人、③3人、⑥1人、2004年度は②2人、③3人、⑥2人、2005年度は①1人、②1人、③2人、⑥1人、2006年度は②1人、③2人で、



回答を得た21人の結果をまとめると、①2人、②5人、③10人、⑥4人であった。前勤務校で何らかの携帯電話の所有を禁止する指導を行ってきたのは、7人（33%）であった。

Table 4 の調査の結果、「中学生への携帯電話に関する指導として、最も望ましいと思う」については、①20人、④1人であり、本実践を1年間実施した後で、学校として組織的な携帯電話所有禁止の指導が望ましいと考える教員は、21人中20人（95%）であった。また、「教職員全体で指導内容・方法を共有し、組織的指導ができたか」については、⑤とてもできた19人、④少しできた1人、③どちらとも言えない1人であり、「とてもできた」と考える教員は、21人中19人（91%）であった。

## 考 察

本実践を開始した2003年度末の携帯電話とPHSの契約件数は8665万4962件、人口普及率は67.9%であり、2006年度末では1億169万8165件、人口普及率79.6%に増加している（総務省、2007）。警察庁（2007）によれば、2003年から2006年に出会い系サイトに関係した事件の被害者の内、18歳未満の者の割合は83～85%と高い水準であり、その際、18歳未満の被害者が出会い系サイトへのアクセス手段として携帯電話を使用した割合は95%を超え、携帯電話が被害に遭う重要な契機になっている。さらに、法務省（2007）によれば、2006年度の「プライバシー関連」事案は1460件あり、このうち、インターネットを利用した名誉毀損、プライバシー侵害等の人権侵害事案は282件で、2004年度の199件、2005年度の272件からみて増加傾向を示し、2003年度の91件と比べて3倍強になっている。そうした中で教育現場でもメールやネットを利用した名誉毀損やプライバシー侵害等の人権侵害に関わる問題が深刻な事態になってきていることは、文部科学省が2007年1月、いじめの定義を見直し、「パソコンや携帯電話での誹謗中傷」の文言を付け加えていることから伺うことができる。実践対象校であるA県B公立中学校でも、2000年度から2002年度にかけて携帯電話が関係する生徒指導上の問題が増加していた。

そのような状況下で、B中学校では本実践後、生徒の携帯電話が関係する生徒指導上の問題の発生はなく、生徒もアンケート調査で、携帯電話が関係する悩みやトラブル等がないと回答している。また、保護者からは本実践に関しての苦情がなかった。さらに、将来、携帯電話を所有する場合にむけて役に立つ学習であると94%の生徒が回答し、それらの生徒が役立つ点として挙げた上位の内容は、授業で各教員が共通に取り扱った指導項目と重なるものであった。こうした結果は、本実践が携帯電話が関係する生徒指導上の諸問題の発生を予防していくのに有効であったことを示唆している。

NTTドコモモバイル研究所（2006）の2005年3月の調査をみると、中学生は66.7%が携帯電話を保有し、「持っていないが、ほしい」の生徒を加えると95.2%となっている。その調査の数ヶ月前の2004年11月下旬に、本実践の対象であるB中学校の3年生に実施した調査では、「持てるなら所有する」と回答した生徒が19%、「持てるとしても所有しない」が40%、「携帯電話を所有しない方がよい」が61%、「持っていないなくても問題がない」が82%であった。この結果は、本実践が、携帯電話の利便性や必要性だけにとらわれることなく、携帯電話の問題性や危険性や弊害についての理解を深めていくことができる予防的教育として有効であったことを示唆している。

2003年度から2006年度の転入教員の内、前勤務校で何らかの携帯電話の所有禁止指導を行ってきたのは33%であったが、本実践後の各年度末の調査では、転入教員の95%が携帯電話の所有禁止指導が望ましいと回答し、91%が教職員全体で指導内容・方法を共有し、組織的指導が「とてもできた」と回答している。これは前勤務校での携帯電話に関する指導経験やそれまでの生徒指導における指導経験を踏まえての評価であり、本実践が転入後に実際に指導に当たった教員から高く評価されたことは、実効性のある実践であったことを示唆している。

今後、携帯電話が我々に与える影響、社会的規制やルールの確立、問題や弊害などの状況の推移を注意深く見守りながら、本実践では実施していなかったが、保護者へのアンケート調査を行い、その結果を参考にしてさらに実践を深めていくことが重要になってくると考えられる。

#### 【引用文献】

Benesse 教育研究開発センター 2005 第1回子ども生活実態基本調査報告書

法務省 2007 平成18年中の「人権侵犯事件」の状況について (<http://www.moj.go.jp/PRESS/070330-1/070330-1.html>)

警察庁 2005 平成16年中のいわゆる出会い系サイトに関係した事件の検挙状況について ([http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h16/h16\\_21.html](http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h16/h16_21.html))

警察庁 2007 平成18年中のいわゆる出会い系サイトに関係した事件の検挙状況について (<http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h18/pdf33.pdf>)

NetSTAR 2007 第6回家庭でのインターネット利用実態調査 (<http://www.netstar-inc.com/press/press070726.html>)

日本PTA全国協議会 2006 子どもとメディアに関する意識調査 (<http://www.nippon-pta.or.jp/oshirase060522/1.pdf>)

N T T ドコモモバイル社会研究所 2006 モバイル社会白書2005

総務省 2007 電気通信サービスの加入契約数の状況(平成19年3月末) ([http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070523\\_3.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070523_3.html))

バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会 2006 バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守るために(最終報告書) 警察庁

付録 携帯電話指導の保護者向けプリント（表面）

〇〇中学校では、生徒に

## 携帯電話の所有 → 禁止

指導をしています。

生徒が

**所有**しない＝買わない、買ってもらわない、

他人名義で実質的な使用者にならない

### 〇〇中学校の生徒指導

〇〇中学校では、

教育的に望ましくない 社会の様々な風潮や現状 を是とせず

学校という公の場にふさわしい やや堅めの全体基準を掲げ

利己的 刹那的な 要求や主張 には毅然と対応し

学校全体の秩序を保ちながら

生徒一人ひとりの健全な成長を図っていく

生徒指導に努力しています。

## 実際指導にむけて

大人でさえ 利便性や危険性をあわせもつ携帯電話を 分別もって 健全・適切に使えてはいない実状が 多々あります。

自己成長に向けて 日々 学習活動に打ち込んでいる 中学生の生活圏や活動エリアには限りがあり 携帯電話に日常生活上 頼らなければならない状況にあるとは思えません。

娯楽 便利の範囲を超えないのであれば その弊害や問題が社会的にも危惧されている現状を踏まえ 所有はさせない指導姿勢が妥当であると思われます。

義務教育段階にある中学生には 携帯電話を所有させない中で 将来 よりよく携帯電話に関わることができるようになる教育を 学校と家庭が連携をして 行っていく必要があります。

## 付録 携帯電話指導の保護者向けプリント（裏面）

### 携帯電話は進化していく

携帯電話は急速に普及し、また機能・性能は驚くべきスピードで進化し続けており、今後益々私たちの社会生活に様々な影響を与えていくでしょう。

### 携帯電話が関係する諸問題は多発

携帯電話は社会生活に浸透する一方、携帯電話が関係する事件は増加し、携帯電話が関係する青少年の問題の中には、心身が傷つき、命にまでかかわるような深刻で重大な事態を引き起こしているケースが少なくありません。

### 社会的基準や規制の確立は立ち後れ、青少年への影響が益々案じられ

携帯電話が関係する諸問題に、対処・予防する社会的基準や規制の確立は立ち後れたままです。それらの確立に動きだす気配は伝わってきません。

生徒の健全育成にむけた携帯電話に関する社会的基準や規制の確立が不十分なままでは、携帯電話の普及や浸透そして機能性や利便性の向上に伴って、益々携帯電話が関係する諸問題は増加し、青少年にとって深刻で重大な事態となるケースが増加していくと思われまます。

### 最悪の事態を想定する必要性

生徒への重大な事件・事故、あるいは陰湿ないじめが発生し、生徒の心身が傷つき、命にまでかかわってしまうような生徒指導上の課題は減多にありません。しかし、携帯電話はそれに該当しています。携帯電話が関係する昨今の諸問題を踏まえると、生徒一人ひとりの将来に影を落とす最悪の結果に、生徒が遭遇したり、巻き込まれたりすることを想定する必要があります。

### 目の生徒たちに責任ある指導・教育の実践が大人に求められている

学校としては、他人事ではいられない緊急課題と認識して、携帯電話が関係する諸問題の未然防止にむけた対策を講じることが求められています。

社会の対応や対策は立ち後れ、公的な基準が十分に定まっていないために、学校における基準が自然に定まっていなく状況下にはない以上、生徒たちに日常から関わっている大人が、目前の中学生にふさわしい基準を確立し、携帯電話に関する指導や教育を果敢に行っていくべき現状にあると思われまます。

## 〇〇中学校とご家庭の連携

学校外での望ましくない生活ぶりは、学校内に持ち込まれ、学校全体や他生徒に影響を与えてしまう現実があります。学校内での望ましくない生活ぶりは、学校全体や他生徒に直接的に影響を与えてしまう現実があります。

そのような現実を踏まえて、本校では生徒指導上の大切な基準については、学校内外で別にはせず、学校とご家庭で共有しあう教育的連携によって、良好な教育環境が形成でき、それを維持することができています。